

地方厚生局長から「適時調査」、「個別指導」や「監査」を実施すると通知があった場合、
広島弁護士会弁護士業務改革委員会内
【保険医支援研究会】メンバーが
事前相談、実施日当日の帯同（同席）、
適時調査、個別指導や監査後の対応などにご協力いたします。

ACTUALITY

保険医や保険医療機関は、
厚生労働大臣又は都道府県知事の
指導を受ける義務があります。

（健康保険法73条等）

しかし、個別指導の選定理由は明らかにされず、
指導医療官による個別指導自体も密室で行われ、
その手続は不透明です。

法的根拠なくカルテのコピーを求められたり、
恫喝や人格的非難のような発言が
行われたりするなど、行きすぎた指導が
なされている実態も報告されています。
また、個別指導の対応によっては、
多額の診療報酬の返還請求や監査、
最悪の場合には保険医指定取消などの
重大な不利益処分にもつながる可能性があります。

弁護士は、
適時調査・指導・監査への帯同が認められており
行き過ぎた指導等を防ぎ、保険医や保険医療機関に
適正な手続的処遇を受ける権利が保障されるよう
サポートいたします。

なやんだら
相談しさい
頼りんさい



広島弁護士会

広島市中区上八丁堀2-73 広島弁護士会内
弁護士業務改革委員会内「保険医支援研究会」

TEL.082-228-0230
(受付/月～金 9:00～16:30)

広島弁護士会

検索

<https://www.hiroben.or.jp/soudan/other/>



広島弁護士会

病院への適時調査・保険医への個別指導や監査に

弁護士が立ち会います



保険医

Q & A 【よくあるご質問】



弁護士



Q1 弁護士が適時調査、個別指導や監査に立ち会うことは出来るのですか？

A1 はい、弁護士が適時調査、個別指導や監査に立ち会うことは実務的にも認められています。

Q2 弁護士が立ち会うことで、厚生局に対決姿勢を示してしまっ、かえって不利になることはないのでしょうか？

A2 弁護士は適正手続を担保するために立ち会いますので、弁護士が立ち会うことで、不利になるということはありません。安心してご依頼ください。

Q3 弁護士は適時調査、個別指導や監査に立ち会ってどんなことをしてくれるのですか？

A3 弁護士が本人に代わって適時調査、個別指導や監査に対応することは認められていませんが、その場に立ち会った上で、本人へ助言をすることは認められていますので、適時調査、指導や監査の最中にサポートすることが出来ます。また、弁護士が立ち会っていること自体が、違法・不当な調査・指導・監査に対する抑止力ともなります。

Q4 適時調査や個別指導の後に、多額の自主返納を求められて困っていますが、適時調査・個別指導後のアフターケアもお願いできるのでしょうか？

A4 はい、適時調査・個別指導後の対応についても必要に応じてご相談に乗ることは可能です。

Q5 弁護士に適時調査・個別指導・監査当日の帯同までは依頼せず、事前のサポートだけををお願いすることはできるのでしょうか？

A5 はい、帯同についてご依頼いただかない場合でも、事前に適時調査・個別指導・監査対応に関する打合せを実施させていただき、保険医の先生方が安心して個別指導等に臨めるようにサポートさせていただくことは可能です。お気軽にご相談ください。

【ご相談の流れ】



相談内容 医科・歯科の病院や医院等に対する適時調査、個別指導、監査への事前・事後の対応

費用 相談料その他費用は有料(個別に見積りを致します)